



2023年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社ELEMENTS
代 表 者 名 代表取締役 久田 康弘
(コード：5246 東証グロース市場)
問 合 せ 先 経営企画部長 泉 光一郎
(TEL 03-4530-3002)

第三者割当による新株式、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第25回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第25回新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権をあわせて、個別に又は総称して、「本募集証券」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、かかる資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）。

本募集証券の割当予定先である CVI Investments, Inc.（以下「割当予定先」といいます。）はHeights Capital Management, Inc.により運用されております。Heights Capital Management, Inc.は、世界最大級の金融コングロマリットである Susquehanna International Group に属しております。本邦上場企業を含めグローバルな投資経験が豊富であり、投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく方針の投資家です。

割当予定先は、中長期投資ができる余裕を持つ機関投資家として広く知られており、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。

記

1. 募集の概要

<本新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	2023年9月4日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 900,000 株
(3) 発 行 価 額	1株につき 585 円
(4) 調 達 資 金 の 額	526,500,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による
(6) 割 当 予 定 先	CVI Investments, Inc.

(7) その他	<p>当社は、上記割当予定先との間で、本募集証券に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたします。本買取契約において、割当予定先への割当を予定する本新株式の発行については、下記事項を満たしていることを前提条件とする旨が定められています。</p> <p>①本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p> <p>②本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</p> <p>③当社普通株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
---------	---

<本新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2023年9月4日
(2) 新株予約権の総数	30個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	<p>社債：金 31,200,000 円 （各社債の額面金額 100 円につき金 100 円）</p> <p>新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。</p>
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>1,200,000 株 上限転換価額は 780 円です。</p> <p>上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数です。</p> <p>下限転換価額は 325 円ですが、下限転換価額における潜在株式数は 2,880,000 株です。</p>
(5) 調達資金の額	936,000,000 円

(6) 転換価額及びその修正条件	<p>当初転換価額 780 円</p> <p>2024 年 3 月 4 日、2024 年 9 月 4 日、2025 年 3 月 4 日、2025 年 9 月 4 日、2026 年 3 月 4 日及び 2026 年 9 月 4 日（以下、個別に又は総称して「CB 修正日」といいます。）において、当該 CB 修正日以降、当該 CB 修正日に先立つ 10 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1 円未満の端数切り上げ）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期日	<p>利率：本社債には利息を付さない</p> <p>償還期日：2026 年 9 月 9 日</p>
(10) 償還価額	額面 100 円につき 100 円
(11) その他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1)本買取契約において、上記割当予定先への割当を予定する本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていることを前提条件とする旨が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社普通株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2)各 CB 修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「(11) その他」において同じ。)) において、</p>

	<p>上記（１）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、本社債のうち、本社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「本対象部分」という。）を、当社普通株式に転換するものとします。但し、割当予定先は、かかる転換の全部又は一部を繰り延べることができます。</p> <p>（３）各CB修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額を0.9で除した金額で償還しなければなりません。但し、割当予定先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べるすることができます。</p> <p>（４）当社が本買取契約に定める取引（当社の連結財務諸表における総資産額の50%超の資産等の処分等）を行い、かつ割当予定先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は本買取契約に定める方法により算定される時価のうちいずれか高い方の金額で償還するものとします。</p> <p>（５）本新株予約権付社債の譲渡（但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認が必要となります。なお、本買取契約上、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務が、譲受人に引き継がれる旨を盛り込んでおります。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当予定先の選定理由等（６）ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに</p>
--	--

	係る条項が定められています。
--	----------------

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2023年9月4日
(2) 発行新株予約権数	9,000個
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり921.5円(総額8,293,500円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：900,000株(本新株予約権1個につき100株) 本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	710,293,500円(注)
(6) 行 使 価 額	780円
(7) 行 使 請 求 期 間	2023年9月5日から2027年9月6日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割 当 予 定 先	CVI Investments, Inc.
(10) そ の 他	<p>(1)本買取契約において、上記割当予定先への割当を予定する本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていることを前提条件とする旨が定められています。</p> <p>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p> <p>② 本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</p> <p>③ 当社普通株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>(2)また、本買取契約において、当社が本買取契約に定める取引(当社の連結財務諸表における総資産額の50%超の資産等の処分等)を行った場合又は当社に本買取契約に定める事由(当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等においては、割当予定先が本新株予約権への投資を行うにあたって当初</p>

	<p>想定した前提に重大な変更が生じることに鑑み、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は本新株予約権を当該時点における合理的な価格として、本買取契約に定めるブラック・ショールズ価格（ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格）で買い取るものとされています。</p> <p>(3) なお、本買取契約において、本新株予約権の譲渡（但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、グループビジョンに「自分だけの要素を知ることで、より自分らしい生き方を選択できる世界に」を掲げております。当社グループは、「IoP Cloud 事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、現在は「個人認証」と「個人最適化」の2つの事業を展開しております。

当社グループの主力事業である個人認証ソリューションについては、2018年の犯罪収益移転防止法の改正にて、本人確認をオンラインで完結する方法が認められたことや、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の影響にて非対面サービスの重要性が高まり、従来の対面型サービスから非対面サービスへの移行が急激に進んだことにより、オンライン本人確認サービス「LIQUID eKYC」の導入が拡大しました。また、金融機関や通信会社等、犯収法により本人確認業務が求められている業種に留まらず、CtoCのシェアリングサービスや

マッチングサービス等、日常生活に欠かせない幅広い業種において、成りすましによる不正を防止しユーザーからの信頼性を高めるニーズが高まっており、「LIQUID eKYC」やオンライン本人認証サービス「LIQUID Auth」等の導入が進んでおります。

そして近年、マイナンバーカードの普及に伴い公的個人認証のニーズが高まり、政府が推進している「デジタル田園都市構想」と連動して、自治体におけるスマートシティ化（DX化）の加速も見込まれており、地方自治体へのサービス提供を通じて、公的認証分野における当社グループの個人認証ソリューションに対する需要が増加する見通しであります。

一方、株式会社東京商工リサーチ 2022年「上場企業の個人情報漏えい・紛失事故」調査によると、昨年2022年だけでも、上場企業とその子会社で、個人情報の漏えい・紛失事故を公表したのは150社、事故件数は165件、漏えいした個人情報は592万7,057人分（前年比3.0%増）となっており、多くの企業で個人情報管理が大きな問題となっております。また大手企業に限らず、近年は医療機関等を狙った個人情報に対する攻撃も増えており、「個人情報管理」の重要性はますます高まっている状況です。当社グループはこれまで培った情報保管技術や暗号鍵分散管理技術（暗号鍵を用いて個人情報の記録を分散的に処理・記録する技術）を個人情報管理に特化させ、個人情報を分離管理することで、導入企業の個人情報管理を不要にするソリューションの提供を開始し、一部の医療機関に導入頂く等今後の拡大を見込んでいる状況であります。

当社グループとしては、上記2つのソリューションに対する開発については、今後も飛躍的に拡大が見込まれるそれぞれの市場からのニーズに応えるべく、短期的な利益を追求のではなく、中長期的な成長を実現するために戦略的かつ積極的に開発費を投下する方針であり、個人認証基盤の拡充及び個人情報を安心・安全に利用して頂くためのデータ基盤の整備と暗号鍵分散管理技術の確立を行う予定であります。

以上の取組みの結果、当社グループは2023年11月期第2四半期連結累計期間において、開発関連の費用を555百万円計上しており、積極的な開発投資の結果、同期間の連結業績としては、営業損失464百万円、親会社株主に帰属する純損失448百万円となりました。当社グループとしては、今後も積極的な開発投資やデータ基盤の整備を行う予定であり、2024年11月期以降についても、開発関連の費用として、最大で2023年11月期予想の1,238百万円と同程度の水準の計上を見込んでおります。また、2023年11月期第2四半期連結会計期間末における現金及び預金は1,889百万円（前連結会計年度末に比べ173百万円減少）、純資産合計は599百万円、負債合計は1,590百万円であります。同期間末における自己資本比率は11.2%（前連結会計年度末は18.0%）となりました。

当社グループとしては、上記の外部環境、事業進捗、経営成績及び財務状況を踏まえつつ、成長戦略の実現を加速させるための資金調達が必要であるとの判断をするに至り、本資金調達を行うことを決定いたしました。

（2）本第三者割当を選択した理由

①資金調達方法の概要

今回の資金調達、割当予定先に対し本募集証券を割り当て、本新株式及び本新株予約権付社債については払込期日に、本新株予約権については割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額はいずれも780円に当初設定されていますが、本新株予約権付社債については発行後半年毎に転換価額が修正されます（本新株予約権については、修正条項は付されていません）。すなわち、本新株予約権付社債の転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、かかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額となり、また、CB修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額となります。なお、本新株予約権付社債の転換価額の修正にあたっては上記のとおり上限転換価額が設定されており、これにより株式価値の希薄化がより大きくなるおそれがあります。当社としてもこの点を軽視するものではありませんが、当社にとって上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり本資金調達を行う必要性があり、また、上記「1. 募集の概要 <本新株予約権付社債発行の概要> (11) その他」に記載のとおり、割当予定先は、原則として、一定の条件が満たされることを条件として各CB修正日に一定数の本新株予約権付社債の転換を行うことを合意していること等を考慮し、当社の今後の事業の発展を実現するために割当予定先と交渉していく中で、最適な資金調達方法を模索した結果、このような条件となりました。

②資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討していましたが、割当予定先から本資金調達の提案を受けました。

当社は、本新株式及び本新株予約権付社債の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、また、残りの必要金額については本新株予約権の行使により株価に配慮した形での調達が可能となるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- ① 本新株式及び本新株予約権付社債の発行により、証券の発行時に一定の資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となる一方、転換価額の修正条項が付されていることにより、ある程度早期における転換の進行も期待できる設計となっております。
- ③ 本新株予約権の行使価額は発行決議日である 2023 年 8 月 17 日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 120%に相当する金額に固定されており、修正条項が付されていない分、資金調達のスピード感や蓋然性は低くなりますが、現状の株価水準よりも高い水準での行使が期待できます。なお、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権や新株予約権付社債等を当社が新たに発行する場合で、当該新株予約権等の当初行使価額等が本新株予約権の行使価額又は本新株予約権付社債の転換価額を下回る場合には、本新株予約権又は本新株予約権付社債に付された調整規定の適用により、本新株予約権の行使価額又は本新株予約権付社債の転換価額は、新たに発行される新株予約権又は新株予約権付社債の行使価額又は転換価額（本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債の下限転換価額を下回ることとなる場合には下限転換価額）と同額になるよう下方調整されます。但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社普通株式の発行等、本新株予約権又は本新株予約権付社債の発行要項に定められた一定の例外に該当する場合には、下方調整はされません。
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 900,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。他方で、全額を新株予約権による調達とした場合、行使がなされなければ調達ができないため、資金需要とのバランスを考慮して、一部を本新株予約権付社債による調達としております。
- ⑤ 本新株式による調達資金、本新株予約権による調達金額及び本新株予約権付社債による調達金額のうち当社普通株式への転換の対象となった金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- ① 本新株式及び本新株予約権付社債部分については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 市場環境に応じて、本新株予約権付社債の転換完了及び本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。

- ③ 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。特に、行使価額修正型の新株予約権と比べて、本新株予約権については、行使価額は現状の株価水準よりも高い価格に設定・固定されており、行使がなされるためには株価の上昇が必要であり、その行使の蓋然性は相対的に低くなっております。
- ④ 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- ⑤ 本新株予約権付社債については、本買取契約において、各CB修正日において株価が下限転換価額を下回っている場合には、期中においても、現金による償還義務が生じる可能性があります。
- ⑥ 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、本新株式と本新株予約権の発行に伴い算入される資本を除くと、一時的に負債比率が421.3%まで上昇します（2023年11月期第2四半期連結会計期間末における負債比率は265.2%）。
- ⑦ 第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

（他の資金調達方法との比較）

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 普通社債又は借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達すると同規模の資金を全て負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。今後の事業戦略推進において、緊急の資金需要が生じた場合に備えて迅速に有利子負債による資金調達を行う選択肢を残す観点からも、普通社債の発行又は借入れにより調達することは現時点における現実的な選択肢ではないと判断いたしました。
- ③ 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライ

ツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

- ⑤ 行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。行使価額修正条項付の新株予約権は行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今般の資金調達に際しては、本新株予約権付社債の発行により当面必要な資金を調達しつつ、本新株予約権については現状の株価水準よりも高い価格に行使価額を設定・固定し、今後の株価の上昇を待って行使が行われることにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できる見込みです。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	2,172,793千円
発行諸費用の概算額	22,000千円
差引手取概算額	2,150,793千円

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
2. 上記払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（526,500千円）、本新株予約権付社債の発行価額（936,000千円）及び本新株予約権の発行価額の総額（8,293千円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（702,000千円）を合算した金額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当に係る登録免許税、弁護士費用、本新株予約権付社債及び本新株予約権の公正価値算定費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び反社チェック調査費用等）の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 公的個人認証に対応するための個人認証基盤の拡充に必要な人件費及び通信費等の運転資金	600	2023年9月～2025年11月
② 当人認証(Auth)商品等の開発に必要な人件費及び通信費等の運転資金	400	2023年9月～2025年11月
③ 個人情報管理データ基盤の整備及び暗号鍵分散管理技術の確立に必要な人件費等の運転資金及びデータセンター等の設備資金	1,150	2023年12月～2026年11月

(注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

2. 当社グループは、「IoP Cloud 事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、現在は「個人認証」と「個人最適化」の2つの事業を展開しております。本新株予約権の行使による資金調達を除いた資金の使途については、①公的個人認証に対応するための個人認証基盤の拡充に600百万円、②当人認証(Auth)商品等の開発に400百万円、③個人情報管理データ基盤の整備及び暗号鍵分散管理技術の確立に1,150百万円を充当する予定です。

なお、本新株予約権について、支出予定時期までに行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合は、次の優先順位にて使途を実行したうえで、不足分については自己資金(2023年11月期第2四半期連結会計期間末において1,889百万円)の充当、別途の資金調達又は支出予定金額の規模の調整等により対応する予定です。

- i. 公的個人認証に対応するための個人認証基盤の拡充
- ii. 当人認証(Auth)商品等の開発
- iii. 個人情報管理データ基盤の整備及び暗号鍵分散管理技術の確立

3. 各資金使途についての詳細としては、以下の内容を予定しております。

①公的個人認証に対応するための個人認証基盤の拡充に必要な人件費及び通信費等の運転資金

地方自治体等の要望により、公的個人認証の利用シーンの拡大や、他の民間事業者が公的個人認証をより利活用することを目的とした、公的個人認証情報と各ユーザーの顔情報等の生体データを紐づける認証プラットフォームの構築

及び拡充を予定しております。過去の eKYC 等の開発状況を勘案しまして、開発に必要な人件費として、社内人材の活用を中心に、2023 年 11 月期に 30 百万円、2024 年 11 月期に 70 百万円、2025 年 11 月期に 100 百万円を充当する予定であります。

また、公的個人認証の対応に伴う認証回数の増加に備えるために、データ基盤の増強及びセキュリティ施策の強化として、通信費を中心に 2024 年 11 月期に 200 百万円、2025 年 11 月期に 200 百万円を充当する予定であります。

② 当人認証 (Auth) 商品等の開発に必要な人件費及び通信費等の運転資金

当人認証 (Auth) については、既に一部顧客においてサービスのトライアル利用を開始しており、更なる認証精度の向上、認証スピードの短縮化及び認証単価の低減を実現するためには、継続的な開発が必要であると認識しております。過去の eKYC 等の開発状況を勘案しまして、開発に必要な人件費として、社内人材の活用を中心に、2023 年 11 月期に 50 百万円、2024 年 11 月期に 150 百万円を充当する予定であります。

また、当人認証 (Auth) の認証回数増加に伴うデータ基盤の増強及びセキュリティ施策の強化として、通信費を中心に 2024 年 11 月期に 100 百万円、2025 年 11 月期に 100 百万円を充当する予定であります。

③ 個人情報管理データ基盤の整備及び暗号鍵分散管理技術の確立に必要な人件費等の運転資金及びデータセンター等の設備資金

個人情報管理サービスを提供開始するためには、セキュアなデータ基盤を新たに構築する必要があり、過去 eKYC 等で利用したデータ基盤及びセキュリティ施策の状況を参考に、データセンター等の設備投資費用として、2024 年 11 月期に 200 百万円、2025 年 11 月期に 200 百万円、2026 年 11 月期に 200 百万円を充当する予定であります。

また、個人情報管理サービスに必要な暗号鍵分散管理技術の確立及び関連ソリューションの開発については、社内の人材を活用しつつ、新たに専門人材の採用又は業務委託を想定し、人件費又は外注費として 2024 年 11 月期に約 10 名～20 名で 150 百万円、2025 年 11 月期に約 15 名～25 名で 200 百万円、2026 年 11 月期に約 15 名～25 名で 200 百万円を充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の払込金額（585 円）は、本第三者割当に係る取締役会決議日（2023 年 8 月 17 日）の直前取引日である 2023 年 8 月 16 日（以下「直前取引日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 90%に相当する金額であり、当該払込金額は、直前取引日までの 1 か月の終値の単純平均（698 円。小数第一位を四捨五入（以下、単純平均の計算において同じです。））に対し、16.19%のディスカウント（小数第三位を四捨五入（本「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ①本新株式」において同じです。）、直前取引日までの 3 か月の終値の単純平均（793 円）に対し、26.23%のディスカウント、直前取引日までの 6 か月の終値の単純平均（935 円）に対し、37.43%のディスカウントとなっております。

直前取引日における終値からのディスカウント率（10.00%）については、当社と割当予定先の協議の結果を踏まえて、割当予定先から当該ディスカウントが提示され、当社が必要とする金額を調達する上で合理性が認められる水準を検討した結果、他社の発行事例及び他の証券会社の提案からも、また、当該ディスカウントをすることで必要資金が調達でき企業価値向上が図れることから、株主の理解が得られる水準と判断し決定いたしました。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の株価に 0.9 を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠するものです。

以上のことから、当社は、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株式の発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で当社取締役会決議の前営業日における終値を基準として割当予定先と交渉が行われており、また、本新株式の発行は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであることから、割当予定先にとって、特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2023 年 8 月 16 日）の市場環境や割当予定

先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（650 円）、配当額（0 円）、無リスク利率（0.3%）、当社株式の株価変動性（93%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円とすることを決定しております。また、本新株予約権付社債の転換価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、6 か月毎に、CB 修正日に先立つ 10 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1 円未満の端数切り上げ）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものとし、当初の転換価額については 2023 年 8 月 16 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 120%に相当する金額、上限転換価額については 780 円、下限転換価額については 2023 年 8 月 16 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額（1 円未満の端数切り上げ）に設定されており、最近 6 か月間の当社株価の水準と比べれば高い水準とはいえませんが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額 100 円につき金 99.2 円から金 101.8 円）の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面 100 円あたり 15.1 円から 22.8 円）が新株予約権の公正な価値（社債額面 100 円あたり 6.4 円から 6.5 円）を上回っており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

③本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2023年8月16日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（650円）、配当額（0円）、無リスク利率（0.3%）、当社株式の株価変動性（93%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施していません。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（新株予約権1個当たり920円から923円）を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を921.5円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における本新株式の数900,000株に本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数（1,200,000株）及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（900,000株）を合算した総株式数は3,000,000株（議決権数30,000個）（但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数2,880,000株を合算した総株式数は4,680,000株（議決権数46,800個））であり、2023年5月31日現在の当社発行済株式総数21,059,800株（議決権総数210,598個）に対して、14.25%（議決権総数に対し14.25%）の希薄化（本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は22.22%（議決権総数に対し22.22%）の希薄化）（小数点第三位を四捨五入）が生じるものと認識しております。

他方で、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達のための主な目的」に記載のとおり、当社にとって本第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本第三

者割当の規模はかかる資金調達の一必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、さらに上記「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。また、当社が成長を目指す中長期の時間軸に対して、同様の認識を持つ機関投資家が一定程度の株式を保有することで、より事業展開に好ましい資本戦略を実現することが可能と考えております。加えて、海外機関投資家の保有により投資家の属性が広がり当社の認知度が高まることで、今後の当社事業の海外展開にも寄与し、総じて当社の企業価値にプラスになるものと考えております。なお、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先の保有方針は純投資であると聞いており、割当予定先によって市場で当社株式を売却されるおそれはありますが、当社株式の取引量（直近6か月の1日平均売買高1,636,656株、直近3か月の1日平均売買高982,108株、直近1か月の1日平均売買高628,371株）から、市場で吸収できる当社株式の流動性が十分にあると考えております。以上の事情を踏まえれば、希薄化が株主の皆様にご与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(注) 非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社代表取締役の久田康弘が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて President である Martin Kobinger 氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI Investments, Inc. 及び Heights Capital Management, Inc. は Susquehanna International Group に属する共通支配下の会社の一つであって、上記二社を含む Susquehanna International Group に属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2015年7月1日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の	名称	Heights Capital Management, Inc.

概要	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート 715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	President Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との関係	該当ありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、割当予定先及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（代表取締役：羽田寿次、本社：東京都港区赤坂二丁目16番6号）に調査を依頼し、2023年7月24日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達のための主な目的」に記載のとおり、当社の置かれた状況を踏まえ、資金調達手法について検討してまいりました。かかる状況の中、元外資系証券会社のコーポレートファイナンス部門責任者の紹介で、従前より当社の決算発表後等に特定の取引に関連しない平常的な面談を複数回実施してきた、割当予定

先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. の President である Martin Kobinger 氏より、2023 年 6 月に当社に対し第三者割当を通じた資金調達に関する初期的な提案がありました。その後、当社は、Heights Capital Management, Inc. の本邦上場企業に対する投資実績、投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく投資方針に鑑み、本格的に資金調達に関する協議を開始することを決定し、Heights Capital Management, Inc. との間で調達金額、発行証券の商品性等について協議を行いました。その結果、今後の事業戦略、資金調達ニーズを踏まえた当社の意向に可及的に合致する本資金調達のスキームについて合意するに至ったため、Heights Capital Management, Inc. が資産運用を行う CVI Investments, Inc. を割当予定先として選定することに決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本募集証券について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、当社代表取締役の久田康弘が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて President である Martin Kobinger 氏より本募集証券に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると確認しております。なお、割当予定先は、中長期投資ができる余裕を持つ機関投資家として広く知られており、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。このため、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の 9.9% を上回る事となるような当社普通株式の発行を行わない旨を盛り込んでおります。

当社は、割当予定先から、割当予定先が本新株式に係る払込期日から 2 年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受けております。また、当社は、割当予定先から、割当予定先が作成し、EISNERAMPER LLP（所在地：733 Third Avenue, New York, NY 10017, United States）が監査した 2022 年 12 月 31 日現在の財産目録を受領しており、また、当社代表取締役の久田康弘が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて President である Martin Kobinger 氏に対するヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを 2023 年 8 月 16 日に確認しており、割当予定先に割り当てられる本募集証券の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。なお、割当予定先は、Susquehanna International Group が有する自己資金で運用する機関投資家です。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

(6) ロックアップについて

- ①当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等を行わない旨を合意しています。
- ②当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、(i) その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社が発行者となる証券等で、当該証券等の発行後に、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が (A) 当社普通株式の時価等に連動して決定又は変更されるもの、若しくは (B) 当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により調整されるものの発行若しくは処分、又は (ii) 当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約の締結（以下「本変動価格取引」といいます。）を行わない旨を合意しています。
- ③上記①及び②は、本資金調達並びに本新株予約権付社債、本新株予約権又は発行済みのストック・オプションの転換又は行使による当社普通株式の交付、株式分割又は株主割当による当社普通株式の発行、株主への新株予約権無償割当及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社の取締役等への譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社普通株式の発行、ストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の 5%以下とします。）、長期的な業務提携先に対する当社普通株式の発行（但し、本変動価格取引を通じた当社普通株式の発行を除きます。）、その他日本法上の要請による場合等を除く旨が定められています。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2023年5月31日現在）	
久田 康弘	37.04%
株式会社BOC	7.41%
株式会社日本カस्टディ銀行（信託口）	5.18%
加藤 寛之	4.75%
山谷 明洋	4.75%
野村信託銀行株式会社	4.74%
上田八木短資株式会社	3.49%
楽天証券株式会社	1.30%

東急不動産株式会社	1.12%
KDDI株式会社	1.12%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2023年5月31日現在の株主名簿を基に作成しております。
2. 本募集証券については、当社と割当予定先との間で長期保有を約していないため、本募集証券に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数を反映させず、本新株式の発行による持株比率の変動のみを反映した場合、割当予定先の募集後の持株比率は4.10%となります。
3. 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
4. 2023年1月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、日興アセットマネジメント株式会社が2023年1月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として、2023年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
- 大量保有者 日興アセットマネジメント株式会社
住所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
保有株券等の数 1,986,900株
株券等保有割合 9.89%

8. 今後の見通し

本資金調達による2023年11月期の業績に与える影響は軽微であり、連結業績予想に変更はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本募集証券の発行規模は、上記「5. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2023年5月31日現在の総議決権数に対して最大22.22%の希薄化にとどまります。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権が全て権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	2020年11月期	2021年11月期	2022年11月期
売上高	949,444千円	1,362,051千円	1,651,627千円
営業損失(△)	△926,558千円	△706,056千円	△579,991千円
経常損失(△)	△935,311千円	△695,026千円	△600,945千円
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△800,113千円	△568,988千円	△561,569千円
1株当たり当期純損失(△)	△60.53円	△42.84円	△39.47円
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	△198.90円	△241.74円	21.13円

(注) 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、2020年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年5月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	21,059,800株	100%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	2,327,800株	11.1%
下限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	—株	—%

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年11月期	2021年11月期	2022年11月期
始値	—	—	—
高値	—	—	—
安値	—	—	—
終値	—	—	—

(注) 当社株式は2022年12月27日に東京証券取引所グロース市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

② 最近6か月間の状況

	2023年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	1,063 円	1,153 円	1,100 円	985 円	896 円	718 円
高 値	1,385 円	1,197 円	1,240 円	988 円	995 円	851 円
安 値	940 円	941 円	941 円	633 円	653 円	650 円
終 値	1,146 円	1,101 円	963 円	870 円	709 円	650 円

(注) 2023年8月の株価については、2023年8月16日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年8月16日
始 値	663 円
高 値	677 円
安 値	650 円
終 値	650 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・一般募集増資

払込期日	2022年12月26日
調達資金の額	2,360,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき160円
募集時における発行済株式数	20,046,700株
当該募集による発行株式数	50,000株
募集後における発行済株式総数	20,096,700株
発行時における当初の資金使途	下記第三者割当増資の手取概算額と合わせた全額を、2023年11月期に、個人認証ソリューション及び個人最適化ソリューションの運転資金として人件費に充当
現時点における充当状況	当初の資金使途に従って、2百万円を充当済み

・第三者割当増資

払込期日	2023年1月25日
調達資金の額	100,199,040 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき147.20円
募集時における発行済株式数	20,096,700株
当該募集による発行株式数	680,700株

募集後における発行済株式総数	20,777,400 株
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記一般募集増資の手取概算額と合わせた全額を、2023年11月期に、個人認証ソリューション及び個人最適化ソリューションの運転資金として人件費に充当
現時点における充当状況	当初の資金使途に従って、100百万円を充当済み

以 上

(別紙1)

株式会社 ELEMENTS 普通株式 発行要項

1. 募集株式の種類
当社普通株式
2. 募集株式の数
900,000 株
3. 払込金額
1 株につき 585 円
4. 払込金額の総額
526,500,000 円
5. 増加する資本金及び増加する資本準備金の額
増加する資本金の額 263,250,000 円
増加する資本準備金の額 263,250,000 円
6. 払込期日
2023 年 9 月 4 日
7. その他
その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

(別紙2)

**株式会社 ELEMENTS 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項**

1. 社債の名称

株式会社 ELEMENTS 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 936,000,000 円

3. 各社債の金額

金 31,200,000 円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2023年9月4日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2023年9月4日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、CVI Investments, Inc. に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2026年9月9日にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を当該本新株予約権付社債の社債権者の同意を得たうえで買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初780円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正又は調整される。

(ハ) 転換価額の修正

2024年3月4日、2024年9月4日、2025年3月4日、2025年9月4日、2026年3月4日及び2026年9月4日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日以降、当該修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が325円（以下「下限転換価額」といい、下記(ニ)第③号、第④号及び第⑨号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、修正日にかかる修正後の転換価額が780円（以下「上限転換価額」といい、下記(ニ)第③号、第④号及び第⑨号の規定を準用して調整される。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とする。

(ニ) 転換価額の調整

① 本新株予約権付社債の発行後、下記第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通

株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第②号(ii)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第②号(iii)に定義する取得価額等。また、下記第②号(iii)の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第②号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額）に調整される。

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、2023年8月17日付の当社取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行を除き、また、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第25回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1

株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(v) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第④号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

④ 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(iii) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件と

しているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ⑤ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第⑥号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} \quad = \quad \text{調整前} \quad \times \quad \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

$$\text{転換価額} \quad = \quad \text{転換価額}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑥(i) 「特別配当」とは、下記第(5)号に定める行使請求期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額をいう。

- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- ⑦ 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ⑧(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額が初めて適用される日（但し、上記第④号(iii)の場合は基準日）、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第④号(i)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑨ 上記第②号、第④号及び第⑤号記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑩ 上記第②号、第④号及び第⑥号の規定にかかわらず、上記第②号、第④号又は第⑥号に基づく調整後転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額、下限転換価額及び上限転換価額の調整を行う。
- ⑪ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第②号(v)及び第④号(iii)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
2023年9月5日から2026年9月7日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。
但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
(イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
該当なし。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第18項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
(ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）
株式会社 ELEMENTS 経営管理部
16. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法
本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
17. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
18. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
19. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
20. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権付社債の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本社債の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

(別紙3)

株式会社 ELEMENTS 第 25 回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社 ELEMENTS 第 25 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 申 込 期 間

2023 年 9 月 4 日

3. 割 当 日

2023 年 9 月 4 日

4. 払 込 期 日

2023 年 9 月 4 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 900,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は 100 株とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

9,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 921.5 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 9.215 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 780 円とする。

10. 行使価額の修正

該当なし。

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、2023年8月17日付の当社取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行を除き、また、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又

はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(6)① 「特別配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

(7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(4)号③の場合は基準日）、又は特別

配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年9月5日から2027年9月6日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

該当なし

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載の通りとした。
19. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 新丸の内支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
23. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役役に一任する。

以 上